

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和元年12月16日（火） 13:00～14:25

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩  
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也  
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則  
今野裕文 渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (0名)

【出席者】 小沢市長、及川副議長、田面木教育長、新田総務企画部長  
千田教育部長、千田教育総務課長、朝倉学校教育課長、菊池教育総務課課長補佐  
千田協働まちづくり部長  
千葉商工観光部長、及川商業観光課長、村上商業観光課課長補佐  
瀬川議会事務局長 桂田議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

### (1) 説明事項

- ① 職員の処分について
- ② 中学生海外派遣研修における事業の見直しについて
- ③ 「奥州市観光施設等の活用方針」の進捗状況について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## 【概 要】

### 1 開会

(佐藤郁夫副議長) 本会議の後のお疲れのところでございますが、ただいまから全員協議会を開会いたします。議長より挨拶をいただきまして、協議事項以下は、議長が取り進めますのでよろしく願いいたします。

### 2 挨拶

(小野寺議長) 12月定例会、大変ご苦勞様でございました。令和元年もいろんなことがあったわけでございますが、今回は、令和元年最後の全員協議会となろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

市長からご挨拶をいただきます。

(小沢市長) 12月議会は提出議案すべてご議決を賜り、心から感謝申し上げます。予算補正も含

めて、提案しました部分の内容がしっかりと達成できるように、さらに努力をして参りたいというふうに考えているところでございます。

さて、本日これからの時間帯につきましては全協ということで、3件お知らせというかご説明を申し上げます。

最初と次の案件につきましては、教育委員会の案件ということでございますし、3番目につきましては、今議会においても一般質問でご質問をいただいた内容を、改めて確認の意味を込めて方針を決定いたしましたので、その方針についてご説明を申し上げたいと思います。何卒よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

なお、教育委員会における職員の不祥事ということでございますが、最終的には市としての重大な内容であるというか、市長とすれば、この報告を聞いて大変まずいなというふうに思ったところでございます。教育委員会のみならず、市全体としても二度とこのような不祥事が起こらないようにしっかりと気を引き締めて対応していかなければならないというふうに、冒頭ではあります。市長としては、固く再発を防止するための努力を重ねて参りたいというふうに考えているところでございます。いずれ詳しいご説明は後程、教育委員会の方から申し上げるところであります。このようなことが起きたことに対しては、私からも皆様に、或いは市民の皆様にお詫びを申し上げます。

(小野寺議長) 協議に入る前に、協働まちづくり部長からお話がございまして。協働まちづくり部長。

(千田協働まちづくり部長) 協働まちづくり部長の千田でございます。協議の前にお時間を頂戴しまして、お知らせがございまして。

東京2020オリンピックの聖火リレーの概要の発表についてでございます。

東京2020オリンピックの聖火リレーにつきましては、12月17日、明日でございますが、オリンピック組織委員会から、全国各地の聖火リレーなどのコースの概要、それから各自治体を選定した聖火ランナー、こちらにつきまして公表されるという予定となっております。東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、令和2年3月26日にスタートしまして、全国各地で開催される予定となっております。

奥州市での聖火リレーにつきましては、6月19日に実施予定でございます。詳細につきましては、明日の公表ということでございまして、新聞紙上等につきましては、明後日の紙面に掲載になるかと思っておりますのでお知らせをさせていただきます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま、報告があったことについてご質問等ございましてか。

< 「なし」との声あり >

よろしいですか。先ほどの補正予算で質問があれば、協働まちづくり部長が説明できたのですがということで、今説明をいただきました。

### 3 協議

(小野寺議長) それでは、協議に入らせていただきます。

①の職員の処分について、教育委員会から説明いただきます。田面木教育長。

(田面木教育長) ご報告申し上げます懲戒処分につきましては、職員の不適切な事務処理に関わる事案でございます。職員の適正な事務執行については、日頃から注意喚起をして参りましたが、今回の事案により、市民及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに対し深くお詫び申し上げます。今後はこのような不祥事を起こすことのないよう、法令遵守はもとより、適正な事務執行についてさらに徹底し、市民の皆様からの信頼を取り戻すこと、私、教育長としての責務であると強く肝に銘じて、職務に取り組んで参りたいと思います。

誠に申し訳ございませんでした。

(小野寺議長) 千田教育部長。

(千田教育部長) この度は、教育委員会事務局におきまして不適切な事務処理を行い、市民の皆様のご信頼を裏切ることとなり、また、関係する事業者の方に大変ご迷惑をお掛けいたしました。

大変申しわけございませんでした。日頃から、適正な事務執行に心掛けておりましたが、このような事案が発生しましたことは、私どもの管理監督が不十分であったためと深く反省しております。今後、このような事案が発生することのないよう、組織全体でさらに強く、徹底を図って参ります。

なお、処分内容及び事案の概要につきましては、資料に基づき、教育総務課の千田課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) それでは、私の方からお手元のタブレットに提示してございます資料に基づきましてご説明申し上げます。

職員の処分について、下記の通り職員に対する懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

職員の適正な事務執行については、日頃から注意喚起をして参りましたが、今回の事案により、公務員としての信用を著しく失墜させてしまいましたことは甚だ遺憾であり、市民及び関係者の皆様に多大なご迷惑をかけましたことに対し、深くお詫び申し上げます。今後はこのような不祥事を起こすことのないよう、法令遵守はもとより、適正な事務執行について、さらに徹底して参ります。

1、処分年月日、令和元年12月13日。

2、処分内容等、懲戒処分、係長級、40代男停職1月、業務委託契約等に係る不適正事務処理。これは、本市において刑事事件及び飲酒事案以外の事案といたしましては、一番重い処分となっております。指導監督上の措置、部長級、60代、男、文書訓告、管理監督責任。課長級、50代、男、文書訓告、管理監督責任。課長補佐級、40代、男、文書訓告、管理監督責任。

3、事案の発生時期、平成30年度から令和元年度。

4、事案の概要、3件ございます。

(1) (仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務の委託料の支払いに係る公文書の偽造。

平成30年度の(仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務の委託料に係る支払いにおいて、業者の受託に係る業務の出来形部分について、適正な検査手続きを行わずに、業務出来形検査申請書及び継続業務出来形検査復命書を偽造し、これを添付して支出命令票を起票し、支払いを行ったもの。

これは、平成30年度から令和元年度の設計等業務の委託において、平成30年度分の実績に基づく部分払いに係る事案でございます。

(2) 江刺東中学校消火栓設備等改修工事に係る請負契約未締結による業者発注及び未払い。

平成30年度の江刺東中学校消火栓設備等改修工事に、業者から複数の工事それぞれに見積書を徴した上で工事を発注したが、内容の精査を怠り、一部の工事については適正な請負契約の手続きを行わず、また、その後、請負業者から催促を受けたにもかかわらず、適正に対応することなく工事請負費の未払いを生じさせたもの。

これは、複数工事とご説明いたしましたが、適正な理由がない分割発注工事でございます。

(3) (仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務委託に係る建築確認申請手数料の私費建替え。

(仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務委託に係る建築確認申請に際し、建築確認申請手数料の予算措置に係る適正な事務手続きを行うことなく、公費で支出すべき県証紙を私費で購入し、受託業者に提供していたもの。この私費立替は、令和元年度に行われたものです。

なお、当市では、懲戒処分を行った場合、市行政の透明性を確保するとともに、職員の公務員としての自覚を喚起させ、不祥事の防止及び抑制の効果を高めるため、公表することとしているものでございます。

以上です。

(小野寺議長) ただいま説明ありました件について、ご質問等ございましたらお願いたします。

7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。大変重い処分ということで、停職っていうのがあります

けれども、その中で1点、わからない点があったんですけども、今説明いただきましたけれども、今回の部分でどのような影響があって、また、被害はどのような形か、あと改善点っていうなことが1点あります。あと、これはなぜこういう形になったのかなというふうなことで、一つ考えられるのが、建築関係は随分忙しいっていうお話を聞いていますけれども、その中でも忙しいからやっついていいということにはならないんですけども、そのような下地といいですか、あったのではないかなと思うんですが、この点についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 今、3点ご質問をいただきました。

順番に影響、それから原因、それから忙しい等の下地というところのご質問をいただきました。

まずは影響というものからすれば、今回の件につきましては30年度末、それから令和元年度の事案でございましたが、当該職員につきましては30年度に着任してございまして、30年度から今年度にかけての事業計画につきましては計画的に準備を進めて参ったところでございます。ですので、これにつきましては、それ以外の不測の事態はあったにしても、全体に影響があったものということには捉えてございません。

順不同で3番のご質問からの回答になりましたが、それから3点ほど、今回、事案を発生させてしまっておりますが、これに対する影響でございますけれども、まず、最初の偽造につきましては、出来形ということで、成果物につきましては適正に納品されていることを確認した上で、それで添付書類には問題がございましたが支払うべきものであったということから、支払いに関しては有効ということで捉えてございます。

それから、2番目の江刺東中学校の件でございまして、これにつきましては、まず関係業者様に経緯をご説明した上で陳謝をしております。その上で、年内にお支払いすることで進めてございます。

また、3件目の私費立替えにつきましても、あわせて年内にお支払いすることで、本人立替え者に払うということで進めてございます。

それから、原因でございますが、原因と忙しいというところ合わせてのご答弁になりますけれども、動機につきましては、いずれも個人の、何か利するべきということで、着服とかそういうことではなく、いずれも周りに迷惑かけることを気にするあまり、業務を停滞させ、さらには、辻褄を合わせるため、本人の身勝手な判断で行われたものと捉えてございます。

職場においても、当事者においてはみずから積極的にコミュニケーションをとり、相談する人柄ではなかったというところにおいて、周りから業務の進み具合や課題の有無等について、声掛けを心がけていた状況でございました。いかんせん、様々計画に基づいて進めて参ったんですが、最終的にその本人の中で止めてしまって、適正な時期に相談なり、処理すれば、これほどの大きな問題にならなかったものを、隠した形で対応、処理してしまったというところが、大きい原因、経緯であったというところで捉えてございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 千田教育部長。

(千田教育部長) ただいま答弁に答弁漏れと思われる部分がありましたので補足いたしますけれども、改善点に対する考え方であります。

二通りといたしますが、一つはまず業務上のことと思いますし、もう一つは業務をする環境でのことというふうに思います。

業務上のことを言えば、やはり私ども管理者が決裁で回ってくる文書、業務を見て、将来、決裁として回ってくるであろう文書っていうものを想定して、それで文書が本来くるべきに時期に回覧されなかった場合、なぜそのようなのかとか、そういった進行管理をやはりきちんと行うべきであったというふうに感じております。

もう1点は、業務の環境ということでございますが、今、課長が申し上げましたように、やはり課内においては、業務の進捗状況、それぞれ部下職員の分も確認しながら、みんなで声を掛け合って、その進捗状況を確かめ合って、それを進めていくような改善が必要であろうと。

そしてもう一つ、一番大きなコンプライアンスに関しての考え方であろうと思います。私もやはりすべて法律でありますとか、規則でありますとか、ルール、こういったものに基づいて仕事をしているという意識をより強く持たなければならないというふうに考えております。これにつきましては、先ほど私が申し上げましたように、きちんと職場内でのそういった研修という形で、全体の研修をやろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。仕事ですので、今回、個人の責任ということで大きな処分をされていますけれども、やはりこれはチームで仕事をしていると思いますので、その中で見つけられなかったのかなというのが一つありますし、もう1点が、最近ですけれども平成30年度、また今年度に入りましても、入札関係では不調とか建築関係が一番多くなっているというふうに聞いていますが、そういうような部分も背景としてはなかったのかどうか見ていただいて、ぜひ改善していただくようにということで、この方1人だけが重い処分を受けて、これで終わりではないのではないかなと、そんなふうに思いますので、そこは見ていただければなというふうに思います。

以上です。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) チームで仕事をしているので見つけられなかったかというところのご質問につきましては、まず今回の偽造文書の書類というところのご説明をさせていただきたいと思いますが、これにつきましては3件、今回、事案の概要ということでご説明申し上げましたが、最初に発覚したのが(1)の公文書の偽造でございました。

これにつきましては、発覚につきましては、10月12日に嫌疑がかりまして、調査の上、10月16日に本人が偽造を認めたものでございます。それを踏まえまして、さらに調査をしたところ、(2)、(3)が判明したと。

(2)につきましては、10月末に嫌疑がかり、11月、関係業者等のお話を伺ったこと、或いは他の職員のお話を聞き取りした上で、本人に11月21日に確認をして、本人が認めたと。

また、3番目につきましては、11月1日に嫌疑がかり、11月14日に本人が認めたということで、実際のところ、それまでについては、残念ながら見つけられなかったと。

特にも最初の偽造につきましては、支払いに係る帳票ですが、奥州市においては、電子決裁を行っております。ですので、添付書類も電子PDFのものでございました。その添付書類を、申請書であり復命書なんですけど、関係部署の決裁が行われたように見せかけるため、既に決裁を受けた他の書類とみずから作成した書類をPDFデータとして結合させて作成したということで、それだけを見ると、極めて巧妙に作成されたものであって、なかなか判別ができないものでございました。なので、いずれ事例からして、チームとしてその業務決裁時に見つけられなかったという経緯でございます。

なお、平成30年度なり、令和元年度、前沢北こども園の建築等について、入札不調ということがございましたけれども、全体計画の進捗については、部署内でも管理しておりましたので、その不調が、全体の進捗に大きく影響したということはありません。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。今、発覚の経緯の説明がありましたけども、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、非常に巧妙にされたのでわかりづらかったということですけども、最終的にこの10月12日に気づいた要因といいますか、どうやって気づいて、誰が見つけたのかというところをお聞かせください。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) まずは10月12日、偽造に係る発覚の経緯、概要というところでございますが、10月12日というのは、当市におきましては暴風雨が近づいているということで、災害対策本部を立ち上げる日で、課長補佐級については、午後に出勤というふうな日になりました。

ました。前沢北こども園の設計工事等について、災害とは関係なく、技術職員が請負業者と午前中に打ち合わせをしていて、そのような書類の提出等について話題になって、技師が、端的に言えば違和感を覚えたというところで、都市整備部の担当技師から事業課担当部署の方に話が持ち込まれたと。たまたま、そのような災害の関係で職員が揃っておりましたので、そこでどのような内容であったかというのを聞き取って、その上で、電子決裁のものをペーパーで打ち出して、それで、都市整備部所管の書類もそれには含まれてございましたことから、それを担当部署の方から打ち出して提示させたところ、このような復命書を決裁した記憶がないというのが、まずは嫌疑としてわかり、とすればその原議としての押印されている書類が担当部署において保管されているはずということで、休み明けに確認をするということの手はずとなったのが10月12日でございます。

週明け、休み明けに確認したところ、原本となるべきものがないということがわかり、その上で本人に確認をしたということが10月16日、というところが偽造に係る経過の概要というところでございました。

以上でございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) そうしますと、ちょっとこれ、私の勘違いとなるかもしれませんが、決裁の段階で、すべて電子手続きのみを行って行けば、今回の件はもっと早くわかったということなんでしょうか。ちょっと誤解があれば、私の勘違いだと思うんですけども。その原本は、出さなきゃわからなかったということは、最初から原本を出さないからわからないではなく、最初から電子決裁のみだけでできていれば、教育委員会だけではなく、都市整備部の方から紐づけされて、ちゃんと電子上で決裁されていれば、もしかしたらもっと早く気づけたのかという確認でございます。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 支出に係る電子決裁につきましては、担当部署で復命された、その押印ベースのペーパーをPDFでとるときは、検査がきちっと完了されたペーパーをPDFにとって、それをPDFとして事業課からすれば提供を受けて、それで初めて起案ができるものでございます。ですので、今回、電子決裁上はそういう前提があるわけで、その担当部署に押印を求めるような決裁区分にはなっていないというのがございます。当然、復命されたものがペーパーで押印されて、それがPDFで提供されたのをもって、現課で起案ができるという前提があるからでございます。

それが、今回、偽造されていない、取扱いとすればそれが前提であったことから合議がそちらに回らないということで、取扱いの穴を縫うような形で進められたので、このように発覚することが遅れたというものでございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) わかりました。先ほどの改善の話もありましたけども、これ、ちょっとシステムも絡むことではありますけども、そういったふうにできるだけ穴がないように、今後、改善していただきたいんですが、最後もう1点だけ、県証紙で立替えがあったということでしたけども、このように決裁が絡むわけです。なんでしょう、先ほどデータの決裁の紐付けの話もしましたけれども、この県証紙の購入に係る部分もシステム上、紐付けがちゃんとなっていれば、この書類を通すためには必ずこの県証紙購入していなければわからないという流れがセットになっていけば、それも私費の立替えっていうのも防げたのではないかなと思うんですけども、その件に関する考え方もお聞きして終わります。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) まず、改善に関するシステムの関係でございますが、いずれ今活用している電子決済、これのシステムですべからく防ぐというシステム構築は、基本今回の事務処理、事務吏員からすれば、そのようなことを故意に行うこと自体が前提とはしておりません。なので、今回のそのシステムの対応を仮に考えたとしても、限界があると捉えてございます。

ただ、その改善ということからすれば、再発防止ということからすれば、根本のコンプライ

アンスなり、倫理の研修を今一度、職員に周知徹底をするというところが基本というふうに捉えてございます。

それから、県証紙につきましても、これについては、設計委託の受託者がその県証紙を使って建築確認申請を行うものであって、それを公費で行うべきものということについて、市費で取り扱われているものについては、今回、何ら発議がない状態で物事が進められてしまいましたので、端的に私費立替えについては、全くもって事務手続き上は防ぎようがない。本人の意識、そういうことが可能と考える意識であったというふうに捉えてございます。

ただ、いずれ事務処理において、課長職の部分ではございますけれども、全体に進める上でのチェックリストとか、必要な部分はある程度フォーマットが決まっておりますので、そういうチェックリストというのを持った上で確認をするとか、そのような人的なところの検討というところが、再発防止の一つであるかなというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 千田教育部長。

(千田教育部長) ありがとうございます。システムのことでございますけれども、財務会計のシステムにおいて、その中において結局、偽造になったものを気づかず回してしまったということにつきましては、おっしゃる通り、大きな問題と捉えておりますので、これは市全体として、その再発防止ということを考えていくべきことというふうに考えております。

それから県証紙の部分について、仕事の流れとしての紐づけというふうなお話がありましたが、今回は結果的には事後という形にはなったのでありますけれども、財政課の方で、本来、この申請をする際には県証紙が必要だったんじゃないですかと。それを買っていないようなんですけれどもというふうなことでチェックが入りまして、そして発覚したということでございますので、これは事後でなくて事前にわかるような取扱いにしていくという必要性はあろうかと思えます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、①職員の処分については、以上とさせていただきます。

暫時休憩します。

再掲いたします。

次に②の中学生海外派遣研修における事業の見直しについて、当局から説明をお願いします。

千田教育部長。

(千田教育部長) この事案につきましては、今議会の一般会計補正予算の審議においてご質問いただいた際に、その答弁の中で一部説明をさせていただいております。これまで、姉妹都市でありますオーストラリアのグレーターシェパートン市にあるムループナー校という学校を相手方として中学生の海外派遣研修事業を実施して参りましたが、相手方から受入れが難しいとの申し出がありました。

これを受け、この事業を見直すこととし、新たな派遣先の選定をしておりましたが、このほど新たな派遣先の現地調査を実施し、諸条件の話合いが整い、交流事業の基本的な方向性について年内に協定を締結したいというふうに考えてございます。

それでは、これまでの経過、新たな交流相手先の選定経過、交流事業の概要等につきまして、資料に基づき、学校教育課の朝倉課長から説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

(小野寺議長) 朝倉学校教育課長。

(朝倉学校教育課長) 学校教育課の朝倉でございます。それでは、中学生海外派遣研修事業の見直しにつきまして、資料に沿ってご説明いたします。少々長い説明となりますが、ご容赦いただきたいと思います。

初めに、事業の見直しの内容でございます。これまで、事業の目的を姉妹都市交流の下に、将来の奥州市を担う人材の育成と国際理解教育の充実としておりましたが、姉妹都市交流を目的から外さざるを得なくなりましたので、英語教育の充実を加えて実施することといたしました。

た。

派遣先は、姉妹都市であるオーストラリアビクトリア州グレーターシェパートン市のムループナーセカンダリーカレッジから、同じくオーストラリアのクイーンズランド州ロックハンプトン市のカプリコーニアスクールオブディスタンスエデュケーションに変更となります。

事業内容としましては、これまでは、毎年の奥州市中学生の派遣研修と、不定期の相手校の生徒の受入れを実施して参りましたが、来年度からは、毎年の派遣研修と隔年の受け入れを実施する見通しでございます。

また、環境が整い次第、オンラインによる事業交流を日常的に実施することと考えております。このような事業の見直しに至った理由は、姉妹都市交流を実施して参りましたグレーターシェパートン市より、姉妹都市交流事業に伴う奥州市生徒の受け入れができない旨の連絡をいただいたためでございます。

理由としましては、グレーターシェパートン市の学校の統合があり、統合後の学校での受入れが不透明であること、生徒数の減少により、ホームステイの受入れ家庭の確保ができないこと。クレーター制パートン市に担当がおらず、市に予算がないことということでございました。

昨年度、今年度の事業の計画の段階で、グループ7校から統合の予定とホームステイの受け入れ家庭が確保できないことは伺っておりましたが、今年度8月の派遣事業につきましては、ホームステイをホテル泊に切り替えることにより何とか受け入れを承諾していただいていたいただき、実施いたしました。その後、何とか交流事業が継続できないか交渉を重ねて参りましたが、今年度の派遣期間中に、ムループナー校長より正式に来年度以降の継続的な受け入れはできないとの回答をいただいたところでございます。

そこで、新しい派遣先を探さなければならない状況となりましたが、決定までの経緯と決定理由をご説明いたします。

まず、今年度当初よりグレーターシェパートン市との交流ができなくなることを想定しまして、教育委員会において派遣先の候補地のリストアップを進めました。候補地としましては、記載しております7つの都市が上がりましたが、実際は、これらの都市にあります26の中学校、或いは交流事業を担当する機関に交流事業の実施が可能か照会しております。

2ページをご覧いただきたいと思っております。この照会に対しまして、交流事業の実施に前向きな回答のあった学校等に、以下の条件をもとに調査いたしました。

まず、英語圏であること。これは中学生が英語学習を進めておりましたので、これまでの学習の生かせる、そして、研修後の学習にも生かせるという観点からでございます。2つ目は、ホームステイができること。これまでの研修の中で最も中学生にとって意義ある研修がこのホーム制でございました。3つ目は、学校訪問ができることです。生徒間の交流の実施、それから教育制度や環境の違いを肌で感じることができます。それから、治安を含めて安全であること。5つ目は、夏季休業中の派遣が可能であること。6つ目は、移動時間が短く、時差が少ないこと。これは生徒の負担を軽減するためでございます。そして、継続的な派遣が担保されること。調査及び候補地の決定に際しましては、奥州市の国際交流協会にも相談を申し上げ、助言をいただいております。

事前調査の結果、7つの条件すべてをクリアするということから、冒頭に申しあげました学校に候補地を一本化し、最終的な調査のため、11月中旬に教育長及び事務局職員で現地視察を行いました。その結果、学校として日本語教育に力を入れ、そのための教員も配置されていること、派遣と受入れの相互交流やオンライン交流にも大変前向きに取り組みたい意向であることがわかりまして、ロックハンプトン市のカプリコーニア校に決定したところでございます。

また、この視察研修の際、グレーターシェパートン市及びムループナー校を訪問し、これまでの中学生の交流について感謝お伝えするとともに、市長の親書を渡し、姉妹都市交流自体は継続することについて確認しております。

なお、ロックハンプトン市及びカプリコーニア校の現地視察及びグレーターシェパートン市及びムループナー校への訪問の状況につきましては、資料1の報告書にまとめておりますので、

後でお読みいただきたいと思います。

ここで、オーストラリアの行政制度や学校制度につきまして、日本との違いについてご紹介いたします。

まず、国を意味する連邦の下に州がございまして、州憲法の下に州が教育に関する権限を持っており、公立学校教育の運営や財源保障、実施の役割を持っております。したがって、学校は、公立の場合は州立となっており、教育活動の実施には州の許可が必要となっております。今回の交流事業につきましても、州の許可を得るため、年内の協定書の調印を求められております。

市の組織は、それぞれの市によって異なっております。例えば、そこに書かれておりますのはグレーターシェパートン市の例でございますが、市議会議員の互選により市長が選出され、市長とは別に行政事業を統括する役職がございまして、ロックハンプトン市は、市長は日本と同様に公選で選出されるということです。

以上のことから、学校については州が権限を持ち、市には権限がないことから、交流事業に係る協定書は、奥州市教育委員会とカプリコーニア校との間で締結し、カプリコーニア校が州の許可を得ることとなっております。

グレーターシェパートン市の場合は、奥州市と姉妹都市となっている関係で、州立の学校ではありましたが、交流事業については市も関与していたという状況でございました。

続いて、ロックハンプトン市の紹介をいたします。ロックハンプトン市は、オーストラリアの東海岸の北部、州都ブリスベンから北に660キロにありまして、有名なグレートバリアリーフの観光基地の一つとなっております。人口は約8万人で、赤道に近いことから亜熱帯気候で、派遣時期の8月の平均気温は25度とグレーターシェパートン市よりかなり温暖な気候でございます。肉牛飼育とその加工が中心産業となっております。奥州市の中学生にとっては共通点があり、親しみの持てる都市であると考えております。

カプリコーニア校については、資料2の2番、受入れ校についてをご覧いただきたいと思っております。学校は、ロックハンプトン市にある本校と分校1つを拠点にしており、生徒は、遠隔地に在籍しているため、パソコンを活用したオンライン授業とスクーリングによる教育活動を行っております。校名のディスタンスエデュケーションは、その遠隔地教育というような意味と捉えることができます。オンライン授業は、先生の授業をインターネットで配信し、授業を受けるシステムでございまして、スクーリングは年3回行われ、ちょうど奥州市の中学生を派遣する期間は、スクーリングの期間と重なり、生徒との直接的な交流も可能との連絡を受けております。また、日本語の授業も実施されており、日本人の教員のほか、日本に留学経験のある教員や、日本でALTとして勤務した経験のある教員もいるとのこととです。

続いて、説明資料の2ページにお戻りいただきたいと思っております。協定書の締結についてご説明いたします。現在、継続的な交流事業とするため、協定書の締結に向けた準備を進めております。協定書の骨子については、資料3の通りです。5年間の事業の継続、そして、その後の協議によりさらに事業を継続すること、毎年の奥州市の中学生の派遣、隔年のカプリコーニア校に生徒の受け入れを行うことを協定の中心内容とし、具体的な費用や安全面の配慮等を定めることとして、現在、調整を進めております。

最後に、現在の事業案を資料4に示しております。時間の関係で詳細は割愛いたしますが、今後、協定書の締結を受け、事業案についても細部の調整を進めて参りたいと考えております。

以上でご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

(小野寺議長) ただいま説明ありました件について、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。2つほど提案したいというふうに思います。まず今回、契約が5年間ということなんですけれども、オーストラリアの方の状況をちょっと調べていただいたんですけれども、オーストラリアの方では教育改革が今進められているということで、グレーターシェパートン市もその一つのようにありまして、新スーパースクールと言われる4つの学校に統合しようというふうになっているようでもありますけれども、今回、奥州市が

5年間契約をしようとしているわけなんですけれども、その間にグレーターシェパートン市の学校の方の統合が終わり、落ち着きましたら、再開できる見込みはないのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

今回の間にシェパートン市の方の学校が落ち着けば、すぐ受け入れが可能になることもあるのじゃないかというふうに思われますけれども、その見直しの理由に、1ページのところで、①、②、③というふうにあるわけなんですけれども、まずは統合が終われば、交流の継続がもしかすると再開できる可能性もあるのではないかというところ、それから生徒数の減少によりホームステイの家庭の確保ができないというふうにありますけれども、ここを、例えば社会教育という括りであれば向こうの現地でも担当課があるというふうになっているようですので、そういう交流の仕方はできないのかということをお伺いしたいというふうに思います。

市に交流事業に関わる担当者がおらず、予算がないこととてありますけれども、確かに行政体制が違うのですけれども、中学校ということではなく社会教育ということであれば、向こうに担当者もいらっしゃるというようなことも伺っておりますので、その辺、今回5年ということにはなっておりますが、グレーターシェパートン市は姉妹都市ですので、そちらが落ち着けば、交流の見直しも考えるというか、そういう可能性も視野に入れておくべきだというふうに思いますけれども、その点お伺いをします。

それから、交流事業で奥州市から20名という生徒ですけれども、その選抜方法が奥州市の各学校によってバラバラです。広く募集をかけている学校もあれば、そうでない学校もあるというふうにお伺いをしております。それぞれ先生が一本釣りといいますか、あなたはどうみたいな感じで聞かれているというところもあるようですので、その辺の募集の仕方も奥州市としてはしっかり統一化をするということも大事かというふうに思いますけれども、この点を伺いたします。

(小野寺議長) 朝倉学校教育課長。

(朝倉学校教育課長) まず、グレーターシェパートン市との交流事業の再開の見通しでございますが、11月中旬に教育長が訪問した際に、一応これまでの交流についての感謝を述べるとともに、今後の再開の可能性についても、明確なものではございませんが、状況に応じて検討するというようなことについては確認をしております。

その再開の仕方としまして、社会教育というお話をいただきましたが、学校教育としてこちらとしては捉えておりますので、その受け入れの双方のスタンスの違いを調整しながら、その際には進める必要があるものというふうには考えております。

ただ、現状で統合となったその他の中学校、ムループナー校以外の中学校でも、奥州市以外の学校と交流事業を進めていたという情報がございますので、再開の際には、その辺りの調整も必要になってくるかなというふうには考えておりますが、必ず可能性としては残しているということでございます。

それから二つ目の選抜方法につきましては、今後募集の仕方については、改めて統一といいますか、学校に周知をし、広く募集をすることを基本として、進めて参りたいと考えております。

ありがとうございました。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。まず再開の可能性を残しているということでありまして、それはよかったなというふうに思いますけれども、今回の契約、5年間ということで縛りがあるようなんですけれども、そこもグレーターシェパートン市の状況が変われば、この5年契約っていうところも見直しができるようなことなのではないでしょうか。それともしっかり縛られて5年間はということになってしまうのでしょうか、その辺を伺いたいというふうに思います。聞いて終わります。

(小野寺議長) 朝倉学校教育課長。

(朝倉学校教育課長) 先ほどご説明申し上げました通り、協定書の調印はこれからではございますが、現段階では、5年間ということについては継続するという条件として進め

ております。

グレーターシェパートン市の状況が、現在、不透明である以上、有意義な研修として担保できるロックハンプトン市のカプリコーニア校に5年間という期間を設けて交流事業をお願いすると、相互にお願いするという形をまず作っていきたいというふうに考えておりますし、5年間としましたのは、期間を決めずということではなく、5年経ちましたらば、もしも継続するような場合には、それまでの5年間の交流の状況を、課題等を見直した上で、さらに改めて協定を結びましょうというようなスタンスから5年ということを決めたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、②の中学生海外派遣研修における事業の見直しについては、以上とさせていただきます。午後2時10分まで休憩いたします。

再開いたします。

続きまして、③の奥州市観光施設等の活用方針の進捗状況について、当局から説明をいただきます。千葉商工観光部長。

(千葉商工観光部長) 奥州市観光施設等の活用方針の進捗状況について、以下の4つの項目について説明をさせていただきます。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) それでは、私の方から4点についてご説明をいたします。

まず1点目、ひめかゆ温泉の譲受者選定方法についてでございます。地域への十分な説明及び住民合意を求める陳情を受け、計4箇所地域説明会を開催した結果、各会場において現在の指定管理者である株式会社ひめかゆによる継続営業を求める意見が圧倒的多数でございました。市といたしましても、地域住民の求めるひめかゆ温泉の設置目的に沿った事業継続性やひめかゆ温泉運営のために会社が設立された経緯を考えますと、株式会社ひめかゆが譲受者となるのが望ましいものと考えているところでございます。

株式会社ひめかゆとは、年度当初から協議を重ねてきたところでございますが、譲受の意思が明確化され、経営改善に向けた中長期計画も現在立案中ということでございます。

また、民営化に向けて市の保有する株の取扱い等について要望書が市に提出をされております。以上を勘案いたしまして、ひめかゆ温泉の譲受者については、公募により選定することを取り止め、まずは株式会社ひめかゆを優先候補者として譲渡に向けての交渉を行うということで進めたいと考えております。

2点目、ひめかゆ温泉及び衣川荘の民間譲渡の時期についてでございます。平成31年4月策定の奥州市観光施設等の活用方針に掲げる令和2年4月1日民間譲渡を目標に事務を進めて参りました。しかし、譲渡条件の整理や地域住民への説明等に時間を要しており、現在の事務の進捗状況から、令和2年4月1日は困難と判断いたしまして、令和3年4月1日を新たな目標といたします。令和2年度は、ひめかゆ温泉は指定管理、衣川荘は直営で運営することといたします。

3点目、舞鶴の湯、黒滝温泉、国見平温泉についてでございます。市直営の3温泉につきましては、指定管理による運営を目指すとし、今年度指定管理者の公募を行いました。前沢温泉舞鶴の湯につきましては応募者があり、今期定例会で指定管理者の議決をいただいたところでございます。それから黒滝温泉及び国見平温泉につきましては、応募がなかったため、令和2年度も直営で運営することといたします。今後も、施設譲渡や指定管理による運営に向けての道を検討して参ります。

4点目、越路スキー場、ひめかゆスキー場、国見平スキー場についてでございます。施設の廃止も視野に入れた市内3スキー場のあり方を検討するということが方針では定めているところでございます。現在、検討委員会の設置に向けて、構成メンバー等について検討を進めております。今年度中に委員会を設置し、令和2年度中にその方向性を示したいと考えております。令和2年度につきましては、越路スキー場については指定管理、ひめかゆスキー場、国見平ス

キー場については直営で運営することといたします。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。2番のひめかゆの欄なんですけれども、2番の下から2行目ですが、令和3年4月1日を新たな目標とするっていうようなことを書かれていますけれども、いろんな想定をされると思われるんですけれども、どのようなことを考えられているのかっていうのが1点あります。

次に3番目ですが、舞鶴、黒滝の欄なんですけれども、舞鶴の部分は指定管理契約、それで今回されてますけれども、次もまた1年なのかっていうのが一つあります。また、働いている方の状況とか、働いている方の不安とか、そういうことはなかったのかどうかっていうのがわかればですが、お聞きしたいと言います。

次に、黒滝、国見温泉ですけれども、今回は指定管理に向けてっていうような形になっていますが、この後どのように考えられているのかについて、お尋ねしたいと思います。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) まず、ひめかゆ温泉と衣川荘の民間譲渡時期ということで、令和3年4月1日を新たな目標とするということで、当初予定をしておりました民間譲渡の時期が令和2年4月1日から令和3年4月1日を目標とするということで、1年ずれるということでございます。

そして2点目の舞鶴の湯の指定管理1年間ということでございますけれども、これにつきましても、方針の目指すところは最終的にはすべて民間に譲渡をしたいと、こういうところがございます。その途中経過というふうに我々捉えておまして、今後も譲渡に向けた形で検討するといった意味で1年間ということにしているものでございます。

そして、職員の件でございますけれども、たまたまですけれども、今日午前中、舞鶴の湯の方に伺いまして、これから4月1日以降のことにつきまして、職員の方にご説明を差し上げて参りました。本来であればもっと早い時期にということで、時期が遅くなったことについてお詫びを申し上げ、やはり職員の方々、どうなるのかわからないということで不安を持たれている部分がありましたので、それについては、議会で正式に議決をいただいて、これから指定の手続きは残っているものの、まず丸協建設さんの所属で業務に当たっていただくことと、それから丸協建設さんの方には、現在の雇用条件以上での引き続きの雇用をお願いしておまして、丸協建設の方でも、それを前提に指定管理の申請をしているということで、今後、直接お話があるということでご理解をいただいていたところでございます。

それから、黒滝温泉、国見平温泉につきましても、今後も指定管理或いは最終的には方針の目指すところであります民間への譲渡、これを目指して検討を進めて参るというところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。4番にあります3つのスキー場についてですけども、市内3スキー場のあり方を検討する検討委員会の設置ですが、その構成メンバーについて、どのような所属の方々をお願いしようとしているのか、案があるのでしょうか。お願いします。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) 委員については、構成はまだ検討中でございますが、現在のところ想定をしておりますのは、スキー協会或いは体育協会の方、それからそれぞれの地域の方、スキー場がある地域の方だけではなくて全市民的な議論が必要ということで考えておまして、それぞれの地域の方をお願いしたいというふうに考えております。それから、観光施設関係、商工業関係の方、そして、会社経営或いはスキー場の経営に知識をお持ちの方ということで想定をしているところでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 市外の方もある程度含まれるということで理解していいですか。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) 市外の方につきましては、スキー場の経営或いは会社の経営に知識をお持ちの方ということに限られるのではないかなというふうには思っております。ただ、その区分の委員の方については、市内、市外を区別するというものではございません。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) スキー協会は、全く当事者ですからわかりますけども、そのスキー協会、例えば県の協会とか、例えば、越路ですと沿岸部のスキー協会の方もありますし、スキー業界の方も関わっているようですので、その辺の沿岸地域、本当に市外のスキー関係者にも声をかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) まずスキー場のあり方の検討ということで、スキー場とは一体何なのかというところから議論を始めるというところがございます。そして、その中で市外のスキーヤーの皆さんのことも考えなければならない、声を聞かなければならないとなった時点で、その方にはお願いをするということになるかというふうにご考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。1点だけお伺いします。株式会社ひめかゆの株式、市が大半を占めているんですが、令和3年3月31日までの間、市はどのような株式会社と市の関係、どのようなふうな形で予定しているのか、スケジュール等も考えているのであればお知らせいただきたいと思えます。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) まだ株式会社ひめかゆと今後お話し合いと、或いは株式を譲り受ける方との話し合いということがありますので、確定したものはございませんけれども、少なくとも市が現在のように過半数を持っているというようなこと等にはならないように進めて参りたいというふうにご考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) そうしますと、ちょっと私、勝手に思い込んでおったんですが、市が株主から撤退するというのではなくて、保有率っていいですか、その株式を減らしながらも、市は三セクとして残っていく、そういう会社構成っていうふうにご考えているのか、その点お伺いいたします。

私、まるっきり民間になるのだろうかというふうにご、今までの一連の流れを見ますと、完全にひめかゆから、市は撤退をします。それで、完全なる民間移譲というふうにご思っておったんですが、今のところはそうでなくて、幾らかその株を有しながらも、市は関わっていくという考え方なのか、そこちょっとわかれば教えてもらえばありがたいと思えます。

(小野寺議長) 千葉商工観光部長。

(千葉商工観光部長) これからひめかゆと協議いたします。我々としては、基本的には完全民間移譲が基本でありますけれども、これ一対一でお話するといった以上、ひめかゆ様のお話も聞きながら、そこでひめかゆ様がぜひ民間完全100%株取得ということで合意したならば、それを否定することもございません。しかし、現状からなかなか難しいと、少しでも持って欲しいというお話があれば、そこは検討していきたいなということで、その部分も含めてのお話でございました。少なくとも50%は割る、最低といたしますか可能な限り持ち株は少なくはしたいと思えます。

以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 大体のスケジュール、もし掴んでおればお話いただいて終わります。

(小野寺議長) 及川商業観光課長。

(及川商業観光課長) 株式会社ひめかゆからいただいているお話では、今年度内に株式の譲り受けをしたいというお話はいただいているところですが、まだその辺のスケジュールが確定したことはございません。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、③の奥州市観光施設等の活用方針の進捗状況については、以上とさせていただきます。

以上、説明事項はすべて終了いたします。

暫時休憩いたします。

#### 4 その他

(小野寺議長) 再開いたします。

4番のその他でございます。皆さんの方から何かございましたらお願いいたします。

< 「なし」との声あり >

事務局からお願いします。

< 「なし」との声あり >

#### 5 閉会

(佐藤副議長) それでは大変御苦勞様でございました。以上をもちまして、全員協議会を閉じます。

## 職員の処分について

下記のとおり職員に対する懲戒処分を行いましたのでご報告いたします。

職員の適正な事務執行については、日頃から注意喚起をしておりますが、今回の事案により公務員としての信用を著しく失墜させてしまいましたことは甚だ遺憾であり、市民及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後はこのような不祥事を起こすことのないよう、法令遵守はもとより適正な事務執行についてさらに徹底してまいります。

## 記

### 1 処分年月日

令和元年 12 月 13 日

### 2 処分内容等

#### (1) 懲戒処分

職員の 職 位	職員の 年 代	職員の 性 別	処分又は措置の種類及び内容	
			種 類	内 容
係長級	40 代	男	停職 1 月	業務委託契約等に係る不適正事務処理

※職位及び年代は処分日時点のものであること。

#### (2) 指導監督上の措置

職員の 職 位	職員の 年 代	職員の 性 別	処分又は措置の種類及び内容	
			種 類	内 容
部長級	60 代	男	文書訓告	管理監督責任
課長級	50 代	男	文書訓告	管理監督責任
課長補佐級	40 代	男	文書訓告	管理監督責任

※職位及び年代は処分日時点のものであること。

### 3 事案の発生時期

平成 30 年度～令和元年度

### 4 事案の概要

#### (1) (仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務の委託料の支払いに係る公文書の偽造

平成 30 年度の(仮称)前沢北こども園新築工事設計等業務の委託料に係る支払いにおいて、業者の受託に係る業務の出来形部分について、適正な検査手続きを行わずに、業務出来形検査申請書及び継続業務出来形検査復命書を偽造し、これを添付して支出命令票を起票し、支払いを行ったもの。

#### (2) 江刺東中学校消火栓設備等改修工事に係る請負契約未締結による業者発注及び未払い

平成 30 年度の江刺東中学校消火栓設備等改修工事に、業者から複数の工事それぞれに見積書を徴したうえで工事を発注したが、内容の精査を怠り、一部の工事については適正な請負契約の手続きを行わず、また、その後、請負業者から催促を受けたにも関わらず、適正に対応することなく、工事請負費の未払いを生じさせたもの。

#### (3) (仮称) 前沢北こども園新築工事設計等業務委託に係る建築確認申請手数料の私費立替え

(仮称)前沢北こども園新築工事設計等業務委託に係る建築確認申請に際し、建築確認申請手数料の予算措置に係る適正な事務手続きを行うことなく、公費で支出すべき県証紙を私費で購入し、受託業者に提供していたもの。

※ 当市では、懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を行った場合、市行政の透明性を確保するとともに、職員の公務員としての自覚を喚起させ、不祥事の防止及び抑制の効果を高めるため、公表することとしているものです。

奥州市中学生海外派遣研修事業の見直しについて

奥州市教育委員会

1 事業の見直しについて

(1) 見直し内容

	令和元年度まで	令和2年度から
事業 目的	姉妹都市交流 (1) 人材育成 (2) 国際理解教育	(1) 人材育成 (2) 国際理解教育 (3) 英語教育
派遣先	オーストラリア ビクトリア州 グレーターシェパートン市 ムループナー セカンダリー カレッジ	オーストラリア クイーンズランド州 ロックハンプトン市 カプリコーニア スクール オブ ディスタンス エデュケーション
事業 内容	・奥州市中学生の派遣研修 (毎年) ・ムループナー校生徒の受入れ (不定期)	・奥州市中学生の派遣研修 (毎年) ・カプリコーニア校生徒の受入れ (隔年) ・オンラインによる授業交流

(2) 見直しの理由

以下の理由によりムループナー校及びグレーターシェパートン市より「交流事業に伴う生徒の受入れ不可」との連絡があったため。

- ① ムループナー校を含む中学校の統合があり、統合後の学校での交流継続は不透明であること。
- ② 生徒数の減少等によりホームステイの受入れ家庭の確保ができないこと。
- ③ 市に交流事業に係る担当がおらず、予算もないこと。

(3) 新しい派遣先決定の経緯及び理由

○奥州市教育委員会において派遣先の候補地をリストアップ。

- ※候補地
- |         |         |           |  |
|---------|---------|-----------|--|
| オーストラリア | ①メルボルン  | ②ロックハンプトン |  |
| アメリカ    | ③ハワイ    | ④サンアントニオ  |  |
| カナダ     | ⑤リッチモンド | ⑥バンフ      |  |
| シンガポール  | ⑦シンガポール |           |  |

○候補地について、以下の条件をもとに調査。

- ・英語圏であること
- ・ホームステイができること
- ・学校訪問ができること
- ・安全であること
- ・夏季休業中の派遣が可能であること
- ・移動時間が短く、時差が少ないこと
- ・継続して派遣できること

○国際交流協会に候補地について相談。

○候補地を全ての条件をクリアするロックハンプトン市のカプリコーニア校に一本化し、教育長及び事務局職員が現地視察を実施（別紙資料1参照）。

○日本語教育に取り組み相互交流やオンライン交流も可能なロックハンプトン市のカプリコーニア校に決定。

## 2 オーストラリアの行政制度、学校制度について

○州・・・「州憲法」をもち、連邦憲法に抵触しない範囲で教育、警察、保健医療、交通、農林水産業、道路等に関する権限をもつ。

教育省や公立の初等・中等教育を担当する機関をもち、公立学校教育の運営、財源保障、実施の役割をもつ。

○市・・・市長は市議会の互選により選出。「持続可能な開発局長」が行政事務を統括。

○学校・・・「州立」であり、教育活動の実施には州の許可が必要。

※今回の交流事業に関しても、州の許可が必要。

## 3 新旧派遣先の比較（別添資料2参照）

	グレーターシェパートン市	ロックハンプトン市
地理的位置	メルボルンの北180kmの位置	州都ブリズベンの北660kmの位置
人口	約5万人	約8万人
気候	西岸海洋性気候で温暖 8月の平均気温10度前後	亜熱帯気候 8月平均気温25度の温暖な気候
主な産業	灌漑農業（果樹、野菜、酪農） 食品工業	肉牛飼育を中心とする農業 食肉加工はじめ各種工業 内陸の鉱山
その他	在住者の16%は外国生まれの多文化社会	グレート・バリア・リーフ（大堡礁）の観光基地の一つ

## 4 協定書の締結について（詳細は別紙資料3参照）

○現在、継続的な交流事業とするため協定書の締結に向けた調整を進めている。

## 5 事業案について（別紙資料4参照）

## 奥州市中学生海外派遣研修の訪問先変更に係る事前視察報告書

- 1 視察期間 令和元年 11 月 17 日(日)～11 月 22 日(金) 5 泊 6 日
- 2 訪問先 ① オーストラリア ビクトリア州 グレーターシェパートン市、ムループナー セカンダリー カレッジ  
② オーストラリア クイーンズランド州 ロックハンプトン市  
カプリコーニア スクールオブ ディスタンス エデュケーション(CSDE)
- 3 訪問者 奥州市教育委員会 教育長 田面木 茂樹  
主任指導主事 村上 花恵  
ALT ケニス デイビス
- 4 日 程 11 月 17 日(日) 出国 成田からメルボルンへ 機中泊  
18 日(月) 入国 グレーターシェパートン市へ移動  
市長表敬訪問(市長代理と面会) ムループナー校訪問 感謝の夕食会  
19 日(火) ロックハンプトン市へ移動 視察 1 日目 研修地視察  
20 日(水) 視察 2 日目 学校訪問、懇談、研修地視察  
21 日(木) 視察 3 日目 研修地視察 ブリスベンへ移動  
22 日(金) ブリスベンから成田へ 帰国

### 5 姉妹都市訪問について

#### (1) グレーターシェパートン市 市長表敬訪問

- 市長不在により、代理として副市長と担当課長の 2 名が対応(市議会事務所にて) \*新市長 10/29 着任  
副市長 Dinny Adem (ディニー アDEM)氏  
持続可能な開発局長 Geraldine Christou (ジェラルディン クリストー)氏
- 奥州市長からグレーターシェパートン市長への親書を手渡す
- 懇談 次年度からの奥州市中学生派遣の休止と姉妹都市交流の継続について確認

#### ディニー副市長

訪問への感謝 個人的には継続を希望。次年度の受け入れは難しい。

統合後の新しい学校へ声をかけることはできる。持続可能なプログラムを計画する必要がある。

#### ジェラルディン局長

統合校の新しいカリキュラムを発表。奥州市への生徒訪問については、現段階では分からない。

統合する他の学校が実施している同様のプログラムがどうなるかはまだ決まっていない。

#### 田面木教育長

これまでの受け入れと長年の交流に心より感謝。姉妹都市交流は継続。訪問団の受け入れは可能。  
今後の交流の窓口は、姉妹都市交流担当課となる。



## (2) ムループナー校への訪問

○Stephen Bolton (スティーブ ボルトン)校長に面会 感謝状と記念品を贈呈 懇談 学校見学  
ボルトン校長

研修コーディネーターは、自分にとって仕事というより楽しみ。ムループナーの生徒たちにとっても有意義。感謝状は、個人ではなく協力してくれた職員や関係者皆さんへの物として受けとる。



(3)感謝の夕食会 (招待者5名) ボルトン校長、ルース先生ご夫妻、サラ先生、さくら基金ガイネス理事  
○思い出の写真をしながら懇談、会食。これまでの協力、尽力への感謝を伝えた。

ボルトン校長

交流開始から11年。国際交流は学校にとってプラス。ムループナーで受け入れをしてよかった。退職したら日本に行きたいと思っていたが、交流のおかげで2回も訪問できた。

ガイネス理事

江刺との交流から45年の歴史。これまでの交流に感謝。今後の姉妹都市交流の継続に協力する。



## 6 新たな訪問先の視察について

(1)CSDE(学校)の訪問

○管理職等との協議

イアン ビランバーグ (Ian Bielenberg)校長

奥州市と姉妹校の協定を締結するのは大変喜ばしい。  
本校の生徒たちは遠隔地に住んでおり孤立しがち。  
奥州市との交流については保護者も子供たちも喜んでいる。  
国際交流によって、学校も教師もよくなると考えている。

ジョージナ ハーチ (Georgin Harch)教頭

日程、研修内容は今後も打ち合わせを重ねて検討したい。  
双方の状況や要望を踏まえて柔軟に対応する。  
奥州訪問に向けて、州教委の許可を得るために準備中。



## ○CSDE(学校)の見学から

- ・生徒の増加が著しく、オンライン授業のためのスタジオが不足し、多くの先生方が自分のデスクで授業の送信をしている。(授業はすべて録音されている。)
- ・オンラインシステムは州の教育委員会が管理しているが、校内のトラブルに対応するためにシステムエンジニアが常駐している。
- ・地域の遠隔地居住の生徒の他に、海外在住でオーストラリアの教育を継続して受けることを希望する生徒や不登校の生徒などに対してもオンライン授業を行っている。

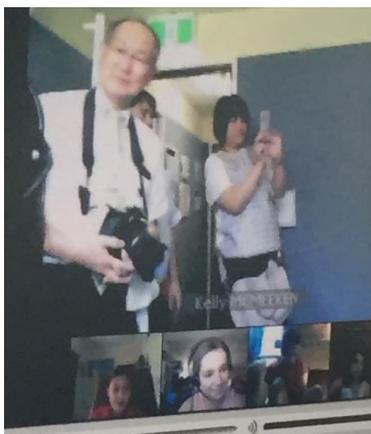


ピンはすべて生徒が住んでいるところ。クイーンズランド州東部の広いエリアに点在している。



ホストファミリーを予定している家の様子。

オンライン授業に参加。「コンニチハ。ワタシハ、タモノキデス。」画面下には授業に参加している生徒が映っている。



日本語の授業を担当する教員は複数いる。日本人の教員もいる他、ALTとして日本で教えた経験のある教員や日本に留学していた教員もおり、日本語を話すことができる職員が多くいる。



オンラインでのやり取りには、多少のタイムラグが生じるそう。学習障がいなど、支援の必要な子どもたちや、不登校の児童生徒もオンライン授業の対象になっている。



## ○協定書について

- ・内容、様式について双方が合意後、サインしたものを郵送でやり取りする。
- ・CSDEは海外研修の許可申請のため、州の教育委員会に協定書を提出する。(許可まで6か月程度)
- ・申請には旅行保険への加入が義務付けられている。

## ○奥州市中学生のCSDEへの訪問について

- ・CSDEのミニスクール(スクーリング)に合わせて訪問するが、授業体験については、CSDEが周辺の小・中学校、高校と連携して対応する。
- ・研修はホームステイと学校訪問が中心。原住民のアボリジニの文化や歴史について学ぶ研修を入れる。

## ○CSDEの児童生徒の奥州市への訪問について

- ・CSDEでは学年末の試験や評価が終わった後、11月の第3週または第4週の時期を希望。
- ・成田泊の後、新幹線で奥州に来る。奥州市訪問の後、2、3日東京で研修して帰る日程を考えている。

## (2) 研修候補地の視察

### ○クロコダイルファーム(ワニ園)

ロックハンプトン中心地から30km 5,000匹のワニがいる。  
ガイドの解説で餌づけの様子を見学。小型ワニにも触れる。



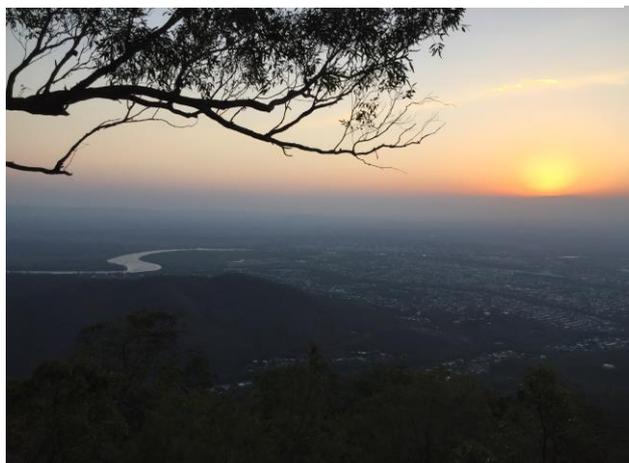
### ○カプリコーン洞窟(水のない鍾乳洞)

太古のロマンと地球の不思議を実感できる。龍泉洞との比較もおもしろい。広い空間は大聖堂と呼ばれ、結婚式やオペラも行われる。



### ○マウントアーチャー国立公園

ロックハンプトン市の東側にある小高い山。  
山頂の展望台からは街が一望できる。北上川にも似た大きな川はフィッツロイリバー。



### ○ヤプーンのビーチ

美しいビーチと海岸線に沿った公園。リゾートの雰囲気がある人気の地域。ここに住んでいる先生方も多いそうだ。亜熱帯の雰囲気を体感できる。



○植物園

日本ではなかなか目にすることがない珍しい植物がたくさんあり、日本とオーストラリアの植生の違いを学ぶことができる。



○クーベリパーク ワイルドライフサンクチュアリ  
300種類を超えるオーストラリアの動物を見ることができる。コアラを抱っこする体験もできる。



○ロックハンプトンのあちこちに歴史的な古い建物があり、現在も普通に利用されていたり、美しくライトアップされたりして、景観の重要な一部となっており、歴史や文化を学ぶ恰好の題材である。



このほかにも、アボリジニの文化や歴史について学ぶことができるドリームタイムカルチャーセンターや美術館、博物館、公園など、近隣で研修できる場所がまだまだたくさんある。スーパーマーケットなどでも、お土産を買ったり、現地の日常生活を学んだりすることができる。

ホームステイにおけるオーストラリアの生活体験と、学校周辺で経験する異文化体験、学校訪問における異国の学校生活と、まさに海外派遣研修のねらいに迫ることのできる研修が可能な場所と考える。

**7 視察総括**

○グレーターシェパートン市の関係者からは、姉妹都市交流としての中学生派遣の休止を残念に感じ、再開を期待する声が多く聞かれた。しかし、現時点で具体的な見通しや保障は全くない。奥州市以外にも各校が交流している都市があり、統合後の新しい学校の対応状況を見ていく必要がある。

○姉妹都市交流の継続については先方も希望している。今後の連絡は、姉妹都市交流の担当課である地域づくり推進課の担当者を窓口として行うことを確認した。

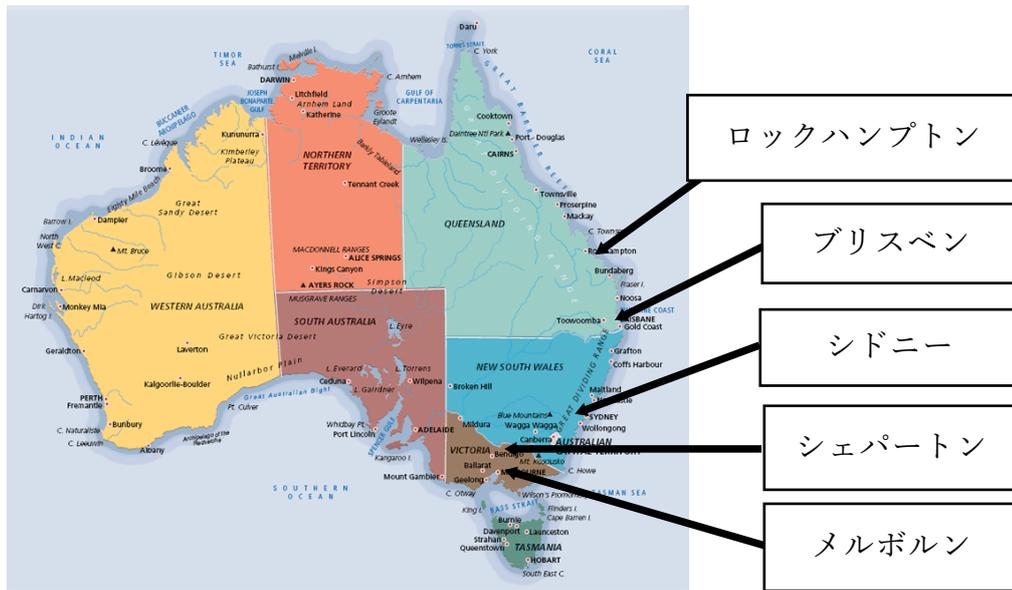
○ロックハンプトンとその周辺は、安全性、気候、風土など問題なく、中学生の研修に大変適している。

○CSDEが、今回の相互交流に対して非常に期待しており、入念に準備を進めていることが伝わってきた。こちらの希望を叶えることができるように柔軟に応じ、研修のねらいや状況をよく理解したうえで適切な研修について提案があった。日本や日本の教育について知っている職員が、企画運営に複数関わっていることが大きい。学校として組織的な対応があること、日本語が通じる職員が複数いることに安心を感じた。

○CSDEのホストファミリーは3月中に決定する見込み。派遣団員の決定後、事前交流をスタートできる。

○奥州市、CSDEはともに受け入れ実績が乏しく、ホストファミリーの対応等に課題が出てくる可能性がある。そのことを踏まえ、CSDEと奥州市教委でホストファミリーを十分にサポートし、事業を充実させていくことを確認した。

## 1 ロックハンプトン市について



- 位置：クイーンズランド州。オーストラリア第3の都市ブリスベンの、660km北に位置し、ロックハンプトンの街のすぐ北を南回帰線が通っている。グレート・バリア・リーフの観光基地の街のひとつでもあり、近郊のビーチはリゾート地として人気。
- 気候：8月（冬）の平均気温が最高25度、最低10度の温暖な気候 亜熱帯
- 人口：約8万人
- 産業：オーストラリアのビーフキャピタルともよばれ、肉牛飼育を中心とする農業と食品加工業が中心産業。

## 2 受け入れ校について

### (1) 学校：Capricornia School of Distance Education

(カプリコーニア スクール オブ ディスタンス エデュケーション)

- ・ロックハンプトン本校と、300kmほど西に位置するエメラルドキャンパスがある。
- ・オンライン授業とスクーリングが行われている。
- ・日本語の授業も行っている。

### (2) 生徒数：3012名 年長(4-5)から12年生(17-18)まで (義務教育13年間)

- ・生徒のうち2330名は地元の学校で受けられない教科だけをオンラインで受講。
- ・クイーンズランド州で最も生徒数が増えている学校 (5年間で職員数も5倍)

### ○職員数：156名

- ・教員107名 (94名がロックハンプトン 13名がエメラルド)
- ・校長1 教頭4 学部主任9 特別支援主任1 補助教員18 看護師1  
進路関係職員2 事務長1 技師1 事務員11
- ・日本語を担当する教員が複数おり、教頭をはじめ日本語が話せる職員が複数いる。

## 相互交流事業に関する協定書に記載される内容について

※視察時の協議を経て内容に合意後、奥州市教委が協定書の案（英語・日本語）を作成する。

案についてメールで確認後、協定書原本にCSDEの校長、奥州市教育委員会教育長の両者が署名し協定を締結する。

### 1 対象

奥州市教育委員会（日本国岩手県奥州市） \*小学校27校 中学校9校  
カプリコーニア スクールオブ ディスタンス エデュケーション (CSDE)  
 (オーストラリア クイーンズランド州)

### 2 目的

相互交流を通して、

- ・それぞれの国の学校生活、家庭生活、文化、自然等に直接触れ学ぶ。
- ・互恵的な交流関係を構築し、国際理解教育の推進を図る。
- ・国際社会で活躍できる資質・能力を養い、未来を担う人材を育成する。

3 期間 5年間継続する。その後再度協議し合意が得られればさらに継続する。

### 4 交流の内容

(1) 奥州市内の中学生が毎年CSDEを訪問する。

生徒20名以内 引率者4名程度 7月下旬～8月中旬

(2) CSDEの生徒（小学校高学年から中学生）が隔年で奥州市を訪問する。

生徒20名以内 引率者4名程度 10月下旬～11月

(3) それぞれの訪問の前には、生徒とホストファミリーが情報交換を行う。(メール、手紙)

### 5 ロックハンプトン市及び奥州市滞在期間中の費用

(1) 滞在期間は7泊前後。双方の状況に配慮しながら協議して決定。

(2) 滞在は原則ホームステイ。生徒の家庭、関係者の家庭に滞在。(1人または2人ずつ)

(3) ホームステイにかかる費用は無料、または受け入れ側が負担。

(4) 引率者がホテル等に宿泊する場合には、受け入れ側で紹介するが費用は訪問側負担。

(5) 滞在中の食事は、3食ホストファミリーが提供、または受け入れ側で準備。

(6) 滞在中のバス移動については受け入れ側で準備し、原則無料。

(7) 見学や体験に係る費用（入場料、見学科等）は訪問側負担。

### 6 安全

(1) 訪問する側は、全員が適切な保険（事故保険・旅行保険等）に加入する責任を負う。

(2) 受け入れ側は、参加者の安全を第一に企画・運営を行う。

### 7 その他

(1) 受け入れ側は歓迎や送別の会を催すなど、効果的な交流となるようプログラムを企画し、事前に訪問側と協議する。

(2) 学校訪問では、授業見学、授業参加、行事参加等で十分な交流が図れるよう配慮する。

(3) 今後、訪問以外でそれぞれの学校の生徒たちが交流できるような活動を計画する。

(メールや手紙、作品や写真・動画による情報交換、オンラインによる交流等)

## 奥州市中学生海外派遣研修（相互訪問交流）事業（案）

奥州市教育委員会

## 1 趣 旨

- (1) 奥州市内の中学生が、オーストラリア Capricornia School of Distance Education (CSDE)を訪問し、海外での学校生活・家庭生活・文化・自然等に直接ふれることとおして、国際的視野を広げ、国際化社会に対応できる資質や能力を養い、次代の奥州市を担うリーダー的人材の育成を図る。
- (2) 奥州市で CSDE の児童生徒の訪問を受け入れることにより、互恵的な交流関係の構築と、市内の小・中学校の児童生徒の国際理解教育の推進に資する。
- (3) 相互交流を、小・中学校における英語学習の成果を発揮する場として位置づけ、市内小・中学校児童生徒の英語教育の充実に資する。

## 2 主 催 奥州市教育委員会

3 訪問先 CSDE (Capricornia School of Distance Education)  
カプリコーニア スクールオブ ディスタンス エデュケーション  
オーストラリア クイーンズランド州 ロックハンプトン市

## 4 内 容

- (1) 奥州市内の中学生のカプリコーニア校の訪問とホームステイ（毎年）令和2年度から
- (2) カプリコーニア校の小・中学生の受け入れ（隔年）令和2年度から  
※2, 3年目からは、オンラインによる学校間の授業交流等も企画する。

## 5 奥州市の中学生派遣

- (1) 期 間：7月下旬から8月中旬の10日間
- (2) 派遣人数：20名程度 \*引率4名（団長、教諭、指導主事、ALT）
- (3) 研修内容
  - ・CSDE の生徒、職員の家庭へのホームステイ（事前のメールや手紙の交換も含む）
  - ・学校訪問による現地小・中学生との交流と学校生活体験
  - ・オーストラリアの歴史・文化・自然に直接ふれ、異文化に親しみ、理解を深める研修
- (4) 行程の例

月日	曜	行 程	見学場所等
1日目	水	水沢江刺→成田→ブリスベン	移動（出国） 機内泊
2日目	木	ブリスベン→ロックハンプトン ホームステイ①	移動（入国） 歓迎会
3日目	金	ホームステイ②	オンライン授業体験
4日目	土	ホームステイ③	ホストファミリーと過ごす
5日目	日	ホームステイ④	ステイチェンジ
6日目	月	ホームステイ⑤	学校訪問・授業体験 市内研修
7日目	火	ホームステイ⑥	学校訪問・授業訪問 市内研修
8日目	水	ロックハンプトン→ブリスベン	市内研修 送別会 移動 ホテル泊
9日目	木	ブリスベン研修 ブリスベン→シドニー→羽田	ブリスベン研修 移動（出国）機内泊
10日目	金	羽田→水沢江刺	（帰国） 移動

- (5) 経費
  - ・一人当たりの全経費のうち自己負担（155,000円を予定）を除く経費を市が負担する。
- (6) 事前・事後研修
  - ・派遣前には、団員に対して5回の事前研修を行う。
  - ・派遣後は、団員はレポートをまとめ、市教委が報告書を作成する。また、各校で団員の学びを校内で共有できるよう工夫する。

## 6 カプリコーニア校の児童生徒の受け入れ（隔年）

- (1) 期間：10月～11月
- (2) 人数：児童生徒20名程度 引率4名程度
- (3) 研修内容
  - ・市内小中学校児童生徒、学校関係職員等の家庭へのホームステイ
  - ・市内の小・中学校訪問による児童生徒との交流、学校生活体験
  - ・日本や奥州市の歴史・文化・自然にふれ、親しみ、理解を深める研修
- (4) 行程の例：(奥州市訪問分のみ)

月日	曜	行程（見学場所等）	宿泊
1日目	日	水沢江刺到着 オリエンテーション 歓迎会	ホームステイ①
2日目	月	奥州市周辺地域の見学等	ホームステイ②
3日目	火	学校訪問①（小・中学校） 市内・近隣での研修	ホームステイ③
4日目	水	学校訪問②（小・中学校） 市内・近隣での研修	ホームステイ④
5日目	木	学校訪問③（小・中学校） 市内・近隣での研修	ホームステイ⑤
6日目	金	奥州市内での体験活動等 送別会	ホームステイ⑥
7日目	土	水沢江刺駅発	

- (5) 宿泊
  - ・原則2名ずつのホームステイ（受け入れ家庭には謝礼を支払う。）
- (6) 受け入れ家庭
  - ・海外派遣団員の家庭、希望する市内小・中学生の家庭、派遣団員OBの家庭、市内教職員の家庭等広く関係者に募集する。
  - ・受け入れ家庭に対する説明会を行うなど、安全で適切な受け入れができるよう配慮する。

## 奥州市観光施設等の活用方針の進捗状況について

### 1 ひめかゆ温泉の譲受者選定方法について

地域への十分な説明及び住民合意を求める陳情を受け、4カ所で地域説明会を開催した結果、各会場において、現在の指定管理者である株式会社ひめかゆによる継続営業を求める意見が圧倒的多数であった。

市としても、地域住民の求めるひめかゆ温泉の設置目的に沿った事業継続性やひめかゆ温泉運営のために会社が設立された経緯を考えると、株式会社ひめかゆが譲受者となることは望ましいものとする。

株式会社ひめかゆとは年度当初から協議を重ねてきたところであるが、譲受の意思が明確化され、経営改善に向けた中長期計画も立案中である。また、民営化に向けて市の保有する株式の取扱い等についての要望書が市に提出された。

以上を勘案し、ひめかゆ温泉の譲受者については、公募により選定することを取り止め、まずは、株式会社ひめかゆを優先候補者として譲渡に向けての交渉を行うこととする。

### 2 ひめかゆ温泉及び衣川荘の民間譲渡の時期について

平成31年4月策定の奥州市観光施設等の活用方針に掲げる令和2年4月1日民間譲渡を目標に事務を進めてきた。

しかし、譲渡条件の整理や地域住民への説明等に時間を要しており、現在の事務の進捗状況から令和2年4月1日は困難と判断し、令和3年4月1日を新たな目標とする。

令和2年度はひめかゆ温泉は指定管理、衣川荘は直営で運営する。

### 3 舞鶴の湯、黒滝温泉、国見平温泉について

市直営の3温泉については、指定管理による運営を目指すとし、今年度指定管理者の公募を行った。

前沢温泉舞鶴の湯については応募者があり、今定例会で指定管理者として決定した。

黒滝温泉及び国見平温泉については、応募がなかったため令和2年度も直営で運営する。今後も、施設譲渡や指定管理による運営に向けての道を検討していく。

### 4 越路スキー場、ひめかゆスキー場、国見平スキー場について

施設の廃止も視野に入れた『市内3スキー場のあり方を検討』するとしている。

現在、検討委員会の設置に向けて、その構成メンバーについて検討している。

今年度中に委員会を設置し、令和2年度中にその方向性を示したい。

令和2年度は、越路スキー場については指定管理、ひめかゆスキー場、国見平スキー場については直営で運営する。